

# 青森県報

第三千三百九十四号

平成二十三年

六月一日

(水曜日)

## 目次

### 告 示

救急病院及び救急診療所の設置……………	(医療業務課) ……	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) ……	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	二
保安林皆伐許容面積の限度……………	(林政課) ……	二
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	四
道路の供用の開始……………	(同) ……	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	五
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(三八地域局) ……	五
公 告		
毒物劇物取扱者試験の施行……………	(医療業務課) ……	五
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営支援課) ……	六
出先機関		
土地改良区連合の役員の就任及び退任……………	(中南地域局) ……	七
公安委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計課) ……	七

## 告 示

青森県告示第四百八十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限	救急病院、救急診療所の別
北畠外科胃腸科医院	青森市堤町二丁目一三の六	平成二十六年六月二日	救急診療所
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	二十六年六月十二日	救急病院

青森県告示第四百八十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
名称又は氏名 主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	年月日
社会福祉法人和森会 上北郡東北町上北二丁目三三の三〇五	訪問介護	ヘルパーステーション かみきた	平成二三年六月一日

青森県告示第四百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北三丁目三三〇五	介護予防サービスの種類	ヘルパーズ・インターンシップ	上北郡東北町上北三丁目三三〇五	平成二十三年六月一日
氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービス事業の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日

青森県告示第四百八十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川～笹内川	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	"	五一七・五六
岩木川上流	"	九六八・九〇
平川	"	四一八・四二

浅瀬石川	"	六六七・六五
今別川～蟹田川	"	一、〇二六・〇〇
青森地区	"	八二四・三二
下北東部	"	一、二七六・二四
下北西部	"	九四二・六〇
上北地区	"	一五六・六八
七戸川	"	六四三・一〇
奥入瀬川	"	五四〇・五二
馬淵川下流	"	八九一・五〇
新井田川	"	一六八・〇六
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一七五・七四
岩木川下流	"	三一八・〇四
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川～蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八
下北東部	"	一四九・四六

西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"
三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九九・五六	九六・四〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八

東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町
"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六	一二五・四一	二・八四

青森県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間					変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県道	松代町陸奥赤石停車場線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間一九二の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間二の八まで	後	前	後	後	前	三三〇・〇〇メートルから 三三三・〇〇メートルまで	五〇四・〇〇メートル	
1	県道	屏風山内真部線	五所川原市金木町芦野一五八の一から 五所川原市金木町芦野三二一の四まで	後	後	後	後	前	二〇八・八〇メートルから 二〇〇・〇〇メートルまで	五一・〇〇メートル	
				後	前	後	後	前	九四・七〇メートルから 九〇・〇〇メートルまで	一〇一・五〇メートル	
				後	前	後	後	前	四四・四〇メートルから 六二・二〇メートルまで	一〇一・五〇メートル	

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町
"	"	"	"	"	"	"	"	"
三・八四	〇・五〇	四三・〇八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇

青森県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町
"	保健保安林	"	"
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道屏風山内真部線	五所川原市金木町芦野一五八の一から五所川原市金木町芦野三二一の四まで	平成三〇六一
県道松代町陸奥赤石停車場線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間二の一から西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間二の一まで	"

青森県告示第四百八十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「本店営業部浅虫出張所」を

「本店営業部浅虫出張所」を青森市大字浅虫に改め、

「幸畑支店」を削る。

青森県告示第四百八十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 小川原湖 発起人の住所及び氏名 上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四番地一七〇 濱田正隆 上北郡東北町旭北四丁目五三五番地 濱田浩明 上北郡東北町字鶴ヶ崎六番地二 鶴ヶ崎勝昭	期 間 平成二十三年六月一日から六月十五日まで 場 所 小川原湖漁業協同組合

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十三年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第八条の規定により公告する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所(筆記試験、実地試験共に)

1 期日

平成二十三年九月七日(水)

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十三年七月一日(金)から同年七月七日(木)まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月七日までの消印のあるものは有効

とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

2 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

3 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役 捧雄一郎

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	大規模小売店舗の営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	平成二十三年五月九日
マックスバリュ東北株式会社	二十四時間	二十四時間	平成二十三年五月九日
株式会社大創産業	午後八時～午後九時	午後八時～午後九時	平成二十三年五月九日
株式会社ツルハ	午後八時～午後九時	午後八時～午後九時	平成二十三年五月九日
株式会社しまむら	午後八時～午後九時	午後八時～午後九時	平成二十三年五月九日
株式会社コメリ	午後八時～午後九時	午後八時～午後九時	平成二十三年五月九日

四 届出年月日

平成二十三年五月九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成二十三年六月一日から同年十月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出先機関

土地改良区連合の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月一日

中南地域県民局長 川村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年月日
理事	増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成 三三・三二五就任
"	盛 貢	" 木造福原妻元七三二の一	三三・二一八退任

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月一日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

- 一 物品等の名称及び数量  
IC 運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十三年三月二十三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社DNPアイディシステム  
東京都新宿区新宿四丁目三の一七
- 六 契約金額  
一式当たり 二百九十二万四千二百五十円

品 名	数量	単位	金 額
IC 用カード基体（一般用）	—	箱	五十一万六千九百十五円
IC 用カード基体（優良用）	—	箱	五十一万六千九百十五円
IC 用カード基体（新規用）	—	箱	五十一万六千九百十五円
高速型リボンセット	—	箱	十四万七千円
経歴書用カード基体	—	箱	十五万四千三百五十円
裏面追加備考紙	—	箱	二千六百二十五円
印字用ロール紙	—	セット	一万八千三百七十五円
メインランプ	—	セット	一万三千二百三十円
フットランプ	—	個	二千二百五十円
吸着パット	—	セット	五千三百五十五円

LEDランプ ASSY	—	セット	一万九百二十円
入口センサーLED ASSY	—	個	七千三百五十円
呼気フィルター大	—	個	九千四百五十円
呼気フィルター小	—	個	五千七百七十五円
排出ローラー	—	セット	一万四千七百円
ヒートローラ上	—	セット	四万八千三百円
DU付ブラケットH	—	セット	三万二百四十円
サーミスター	—	セット	三千百五十円
ハロゲンヒートランプ	—	セット	二万二千五十円
ヒートローラ下	—	セット	三万七千八百円
タイミングベルト入口H1	—	セット	七千九百八十円
タイミングベルト入口H2	—	セット	七千三百五十円
ゴムロールH/R	—	セット	一万二千六百円
ロールEXIT	—	セット	四万四千百円
ロールEXIT/L	—	セット	四万二千円
ロールロアピンチローラー	—	セット	四万四千百円
サーマルヘッド	—	セット	六十八万二千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭